

砥 部 町 議 会
平成 2 0 年 第 1 回 臨 時 会
会 議 録

平成20年第1回臨時会 会議録

招集年月日	平成20年2月15日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成20年2月15日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 山口 元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡 章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村 良彰 7 番 井上 洋一 8 番 栗林政伸 9 番 栗林 政伸 10 番 土居 英昭 11 番 宮内 光久 12 番 大野 和博 13 番 中島 博志 14 番 田室 博志 15 番 平岡 文男 16 番 山本 典男 17 番 玉井 啓補 18 番 三谷 喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村 剛志 副町長 柳田 稷 収 入 役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 監理財政課長 松下 行吉 農林課長 西崎 悟 生きがい推進課長 大西 潤 学校教育課長 松村 昇二 広田支所長 丸本正和 住民サービス課長 藤田 正純 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	8 番 樋口泰幸 10 番 土居 英昭	

平成20年第1回砥部町議会臨時会

平成20年2月15日(金)

午前9時30分開会

○議長(栗林政伸) ただ今の出席議員は18人です。定足数に達していますので、平成20年第1回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。立春を過ぎ、伊予路に春を告げる椿まつりも最終日を迎えております。春遠からずの本日、議員の皆様には何かとお忙しい中、臨時会にご出席くださいまして誠にありがとうございます。先月末、中国製餃子に有機リン系の薬物が混入していて、それを食べた多くの方が体調不良を起こしました。食の安全性が問題になっている時に、こういった事故が再び発生し、消費者に大きい不安を与えました。安くて手軽にという裏にはこうした危険性が潜んでいることを改めて認識しなければならないと思います。ぜひ町民の皆様には安全・安心な県産品、町産品のご愛用をお願いしたいと思います。

さて、本日ご審議をお願いします案件は、条例の一部改正に関する議案1件。補正予算に関する議案2件でございます。それぞれ詳細にご説明を申し上げますのでご議決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日は議会人事についてご審議をされることとなっておりますが、新しい体制を整えていただき、町政の更なる進展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(栗林政伸) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により8番樋口泰幸君、10番土居英昭君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(栗林政伸) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る2月7日開催の議会運営委員会において、本日1日とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（栗林政伸） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、12月末の例月出納検査について、良好であった旨の報告がありました。また、平成19年度業務委託の状況について定期監査を実施した結果、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 日程第4議案第1号 砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） おはようございます。それでは議案第1号につきましてご説明を申し上げます。砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正について、砥部町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年2月15日提出。砥部町長中村剛志。それでは、お手元にお配りさせてもらっています新旧対照表の方をご覧いただきたらと思います。現行の方でございしますが、第2条で定義をうたっております。この中でアンダーラインを引いている部分でございしますが、次の各号のいずれかに該当する者ということで、2つに分けております。まず第1号ですが、出生の日から3歳に達した日の属する月の末日までの間にある者。2号の方では、3歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以降における最初の3月末日までの間にある者、つまり1号では0歳から2歳、2号では3歳から就学前という形に分けております。次に第4条の方で、助成につきましては先ほど申し上げました3歳から就学前の対象者につきましては入院に係る分について助成の対象といたしております。次、裏の方をご覧いただきたらと思います。助成の期間でございしますが、これにつきましては1号と2号とに現行は分けております。それでは1ページ、新旧対象表の1ページに戻っていただいて、それを改正案といたしましては右の方に第2条でアンダーラインを引いておりますが、出生の日から6歳に達する日以降における最初の3月末日までの間にある者、つまり0歳から6歳まで、就学前までということで、現行の2つに分けておりましたのを1つにまとめるということでございします。これによりまして、助成対象が変わってまいりますのが、第4条で申し上げておりました3歳から就学前までの方につきましては、入院のみでございましたが、これを通院、入院すべてを対象とするものでございします。つまり0歳から就学前までにつきましては入院、通院すべてを助成の対象とするものでございします。それでは議案書の方に戻っていただきまして、附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由、乳幼児医療費助成制度の拡大を図るため提案するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 簡単ではございますが、周辺の自治体はどのようになっていますでしょうか。以上です。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 井上議員のご質問にお答えをいたします。現在この制度を拡大してですね、完全無料化しているところが2箇所ございまして、県内20自治体でございますが、保留で決まっていないところが2箇所ございます。松山市につきましては、助成の対象を広げないということで、まずほとんどの自治体が今年の4月から施行予定で、完全無料化に向けて準備を進めておる状況でございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第1号砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正については、可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第3号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 議案第2号 平成19年度砥部町一般会計補正予算第5号及び日程第6 議案第3号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）についてを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。お手元の一般会計補正予算の1ページをお願いいたします。議案第2号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第5号）。平成19年度砥部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,015万3千円とする。平成20年2月15日提出、砥部町長中村剛志。内容につきまして2ページ、3ページの方をお開きください。3ページの方の歳出でございますが、民生費に89万7千円の補正。公債費に589万4千円の補正でございます。内容につきましては事前にお配りしております議案概要でご説明させていただいたと思います。まず民生費89万7千円の増額ですが、先ほども説明がございましたが、20年度から3歳以上の就学前幼児の外来医療費についても無料とするということで、乳幼児の医療費の完全無料化ということが始まります。それに伴いまして、これらの準備としてシステムの改修、それから、それ以外としましては受給資格者証のカード化、これの印刷費として89万7千を追加するものでございます。財源として県支出金18万6千円を充てております。次に公債費の589万4千円

の増額でございますが、総務省の特例措置として、高金利の政府系資金を補償金なしで繰上償還できることになりました。この措置は、19、20、21年度の3ヵ年認められるわけですが、19年度は7%以上の町債の繰上償還ができるということで、その分の公債費の元金589万4千円増額するものでございます。なお、この繰上償還につきましては、借り換えは予定しておりません。財源として減債基金580万円を充てております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） おはようございます。議案第3号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。第1条平成19年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条平成19年度砥部町水道事業会計予算第4条本文括弧中「不足する額1億7,163万1千円」を「不足する額2億5,958万1千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億5,563万1千円」を「過年度分損益勘定留保資金2億4,358万1千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。今回の補正の内容でございますが、第1款上水道資本的支出、第2項企業債償還金8,795万円でございますが、7%以上の高利率の企業債を繰上償還するため今回増額をお願いするものでございます。一般会計同様借り換えを行わない予定でございます。平成20年2月15日提出、砥部町長中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 財政課長にお尋ねいたします。今度で補正を80万いたしましたので、地方交付税が、いわゆる前年度より5,700万アップしましたね。入ってくる方が。平成17年度は18年度より3千万しかなかったんです。すでにこの時点でもう2億9千万ということは、前年度より5,700万円アップしてきたんです。まだこれ年度末にはもう1回いくらか入ると思いますが、交付税の増えた理由、こうこうしたものをしたからそれによって増えたのか、この理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員のご質問、地方交付税の歳入増ということについてのご質問ということでよろしいでしょうか。19年度地方交付税、普通交付税の方ですが、歳入増につきましては頑張る地方応援プログラムというのが新しく加わったと。それで行革努力、ここ何年かの行革努力について基準財政事業改革の方で評価をしていただくと。そういうことが加わりまして1億くらいだったと思いますが、増加したと。それとその他には計算方法の簡易措置といいますか、新計算方法というのが導入されたと思いますが、その時に森林部分をたくさん持っておる地域は減ったとか増えたとかいろいろあったと思いますが、その分でも若干増えまして19年度は普通交付税をたくさんいただけるということになっております。普通交付税でございますので今後大きな変動は見られないんじゃないかと思っておりますので、砥部町にとっては非常にいい結果になったというふうに見

ております。以上です。

○議長（栗林政伸） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 私が試算したのではね、今で5,700万アップです。あなたがいう1億ということは、あと3月頃に補正の中で、また3千万から4千万近いものがあるのでしょうか。今の計算は前年度対比で言いよるんですよ。5,700万ほどの差が出てますよと。あなた、1億言いましたが、前年度対比ですよ。私が言いよるのは。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 普通交付税の詳細な資料が手元にございませんで、ちょっと時間いただいて確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 民生費の分でお尋ねしたいんですけど、今度6歳、就学前までということですけど、対象になる乳幼児の数字というのはわかりますか。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） ただ今の土居議員さんのご質問にお答えいたします。0歳から6歳まで、就学前まででございますが、今年の12月末現在で1,284名でございます。内訳でございますが、0歳から2歳が565名、3歳から就学前までが719名でございます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼しました。三谷議員のご質問なんですが、普通交付税、私の手元の資料では18年度が普通交付税20億2千万。それから19年度が21億7,500万になろうかと思っておりますので、1億5千万ほどの数字がアップになりまして、普通交付税は12月までに全て入ってまいります。従いまして、現状で、これ以上普通交付税が入ってくることはございませんが、18年度と19年度を比較しますと、普通交付税だけで比較しますと、1億5千万ほどの増になっておるということです。あとは交付税としましては、特別交付税というのがございまして、3月末に入ってくるということで、この分についてはまだ数値がわかりませんのでなんとも申し上げ兼ねるということでございます。以上でございます。

もう一度申しますと、普通交付税は12月の段階で決定と言いますか、7月の計算で決定しまして、現金としては12月で入りきるということになります。それで普通交付税だけの前年度比較でいきますと、1億5千万増えましたと。その原因につきましては先ほど申し上げたとおりということでございます。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。議案第2号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

○議長（栗林政伸） 議案第3号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。議案第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第3号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第4号）は、可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前 9時52分 休憩

午後 16時53分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。本日の会議時間は議事の都合によって延長します。暫く休憩します。

午後 16時54分 休憩

午後 19時15分 再開

~~~~~

日程第7 発議第1号 道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 再開します。

日程第7発議第1号道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書提出についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 発議第1号道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書提出について上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年2月15日提出。砥部町議会議長栗林政伸殿。提出者樋口泰幸。賛成者平岡文男、土居英昭。提案理由、全国に比べ道路整備の立ち遅れている地方にとっては、今後とも地方の現状と特定財源の有効活用を訴え、道路整備を着実に推進していくよう求めていくことが重要であるため、道路特定財源の暫定税率維持を要望する意見書を提出します。

道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書。今日、我が国経済は戦後最長の景気回復局面にありながらも、地方にあっては、農林水産業や地場産業の低迷、さらには、公共投資の削減などから景気回復が遅れており、都市と地方の格差は拡大していると言わざるを

得ない。全国に比べ道路整備の遅れている本県では、今後の道路整備の着実な推進は多くの県民の望むところであり、本町においても、主要幹線道路である国道33号、国道379号の整備は、人と人との交流、住民生活及び経済の発展において最重要の課題である。また、住民の利便性の向上や安全性に優れた生活道路の維持・整備も必要不可欠である。このような中、12月7日の政府・与党合意「道路特定財源の見直しについて」によれば、「真に必要な道路整備の計画的な推進」のため、平成20年度からの10年間で、高速道路の整備をはじめとする各施策課題の重点方針に基づく目標を達成するために必要な事業量59兆円を計上するとともに、地方の厳しい財政状況を考慮した地方道路整備臨時貸付金制度の創設や、さらに高速道路の料金引き下げなど、既存高速道路ネットワークの効率的な活用・機能強化など道路関連施策として2.5兆円が盛り込まれているところである。そのため、これから「真に必要な道路」の整備を求める我々地方においては、安定的な財源の確保のもとで、この計画の着実な推進を強く望むものであります。よって、国におかれては、地方の声や道路の実情を十二分に把握され、道路特定財源については、次のとおり措置されるよう強く要望する。1、都市と地方の格差を是正するため、「道路の中期計画(素案)」の計画期間である今後10年間は、道路特定財源の暫定税率を維持し、道路整備の財源として確保すること。2、さらに、遅れている地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、地方道路整備臨時交付金制度を継続・拡充するとともに、交付割合を向上させるなど、財源の地方への重点配分を行なうこと。3、また、道路特定財源を、極めて割高な本州四国連絡道路はもとより、その他の高速道路の料金引下げなどに充当することにより、利用者の利用しやすい高速道路料金制度を確立すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年2月15日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣。以上です。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに決定の方はご起立願います。

[賛成者：16名、反対者：1名]

○議長（栗林政伸） 起立多数と認めます。ご着席ください。

よって、発議第1号道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。議会人事案件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。追加議事日程を事務局長が配付します。

[原田事務局長追加議事日程配布]

土居副議長、議長席にお着き願います。

[栗林議長辞職願提出]

○副議長（土居英昭） ただ今、栗林議長から議長辞職願が提出されました。

おはかりします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第1 議長辞職について

○副議長（土居英昭） 追加日程第1議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、栗林政伸君の除斥を求めます。

[栗林議長退場]

○副議長（土居英昭） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成20年2月15日。砥部町議会副議長土居英昭殿。砥部町議会議長栗林政伸。以上でございます。

○副議長（土居英昭） おはかりします。栗林議長の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、栗林議長の議長辞職を許可することに決定しました。栗林政伸君の除斥を解除します。

[栗林議長入場]

○副議長（土居英昭） ただ今、議長辞職を許可することに決定しましたので、議長退任のごあいさつをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 議長を辞任するにあたりまして、一言、議員の皆さんまた理事者の皆様方にお礼のごあいさつを申し上げたいと思います。昨年の2月15日にこの席で議長職を拝命いたしまして、ちょうど丸1年が経ちました。議員の各位、皆様に大変ご指導とかご協力をいただきまして、また、私にとりましては土居副議長という良いパートナーが付いてくれまして十分に余る補佐もしていただきました。またその上には理事者の皆様、また課長の皆様にも支えていただきまして、なんとか1年間無事にまっとうができたこと重ねてお礼申し上げます。私の任期中に、この今日初めて使う議場のマイク設備、たくさんのお金をご無理言いまして改修していただきました。また、新年度予算ではロビーとか総務課、議会事務局、そして課長さんの待機する所にテレビを放映するような予算も財

政監理課長にご無理をお願いして付けていただいております。これも私の今後の、歳をとって行く中で、一つの思い出に残るのではなかろうかと思っております。これからは議員の皆さんと一緒に、残された任期1年でございますが、一所懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、ひとつよろしくご指導ごべんたつをお願いいたしまして、私のごあいさつと代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（土居英昭） ただ今、議長が欠けました。おはかりします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議長選挙について

○副議長（土居英昭） 追加日程第2議長選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に井上洋一君を指名します。おはかりします。ただいま副議長において指名しました井上洋一君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上洋一君が議長に当選されました。議長に当選されました井上洋一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新議長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長（井上洋一） まず最初に栗林政伸前議長、1年間の労苦に対して感謝を申し上げておきたいと思っております。

一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。井上であります。この度、議員各位の温かいご推挙によりまして、はからずも砥部町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄に存ずる次第であります。私は、その器ではないことは、自分が一番よく承知をいたしておりますが、ここに皆様の御推挙を受けましたうへは、身を挺して、そのご厚情に対しお報いするよう、覚悟を新たにしているところであります。

議会は主義主張を異にする議員によって構成されていることは当然のことです。しかし、私としては、私人としての主義主張は別として、議長としての職務を行うに際しては、議員各位のご協力をいただきながら、歴代の議長、議員各位によって作り守られてきた互譲のよき伝統を順守し、中立公正を旨として、議会が円滑に運営されますよう、誠心誠意努力する所存であります。また、立派な砥部町政をつくり上げていくため、いま、求められているものはコンプライアンスの徹底と、アカウンタビリティであると考えます。執行機関と議会がそれぞれの権限を尊重し合い、協力して、議会としてのチェック機能を果たし、町民の負託にこたえていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後より一層のご支援・ごべんたつを賜りますよう、心からお願い申し上げますとともに、町執行部の皆様方にもご指導を賜りますことを心からお願い申し上げます。議長就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○副議長（土居英昭） ただいま、井上議長から議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

おはかりします。議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 議長の議会運営委員会委員の辞任について

○副議長（土居英昭） 地方自治法第117条の規定により、井上洋一君の除斥を求めます。

〔井上議長退場〕

○副議長（土居英昭） おはかりします。井上議長の議会運営委員会委員の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、井上議長の議会運営委員会委員の辞職を許可することに決定しました。井上洋一君の除斥を解除します。

〔井上議長入場〕

○副議長（土居英昭） 井上議長は議長席にお着きください。

○議長（井上洋一） ただ今、土居副議長より副議長辞職願が提出されました。おはかりします。副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 副議長辞職について

○議長（井上洋一） 追加日程第4副議長辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、土居英昭君の除斥を求めます。

〔土居副議長退場〕

○議長（井上洋一） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成20年2月15日。砥部町議会議長井上洋一殿。砥部町議会副議長土居英昭。以上でございます。

○議長（井上洋一） おはかりします。土居副議長の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、土居副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。土居英昭君の除斥を解除します。

〔土居副議長入場〕

○議長（井上洋一） ただいま、副議長辞職を許可することに決定しましたので、副議長退任のごあいさつをお願いします。

○副議長（土居英昭） 副議長を退任するにあたりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。昨年2月の臨時会で、皆様の温かいご支持により、副議長に就任させていただきました。以来、1年間、至らぬ点が多々ありましたにもかかわらず、栗林議長さんをはじめ、議員の皆様方、また町執行部の皆様方のご指導、ご協力により職務をまっとうすることができました。今後は一議員として、町政の進展のため努力してまいりますので、一層のご指導とご協力をお願いいたしまして、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） ただいま、副議長が欠けました。

おはかりします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第5 副議長選挙

○議長（井上洋一） 追加日程第5副議長選挙を行ないます。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに

決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。副議長に中村茂君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長において指名しました中村茂君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました中村茂君が副議長に当選されました。副議長に当選されました中村茂君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新副議長に就任のごあいさつをお願いします。中村茂君。

○副議長（中村茂） 一言、就任のごあいさつを申し上げます。このたび、皆様のご推挙をいただきまして、副議長に就任することになりましたことは、誠に身に余る光栄でありますと同時に、責任の重大さも痛感いたしているところでございます。副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではございませんが、議長のご指導とご援助をいただきながら、名誉ある席を汚さずに、その職責をまっとうするよう最大の努力いたしてまいりたいと決意をいたしている次第であります。議員各位のご指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） ただいま、中村副議長から議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

おはかりします。副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第6 副議長の議会運営委員会委員の辞任について

○議長（井上洋一） 追加日程第6副議長の議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、中村茂君の除斥を求めます。

〔中村副議長退場〕

○議長（井上洋一） おはかりします。中村副議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、中村副議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。中村茂君の除斥を解除します。

〔中村副議長入場〕

○議長（井上洋一） おはかりします。常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第7 常任委員会委員の所属変更について

○議長（井上洋一） 追加日程第7常任委員会委員の所属変更についてを議題とします。総務文教常任委員会委員の政岡洋三郎君、中村茂君、平岡文男君、厚生常任委員会委員の樋口泰幸君、産業建設常任委員会委員の土居英昭君、山本典男君から、ただ今から配布いたしますが、常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

おはかりします。総務文教常任委員会委員の政岡洋三郎君、中村茂君、平岡文男君、厚生常任委員会委員の樋口泰幸君、産業建設常任委員会委員の土居英昭君、山本典男君から申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よってそれぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後7時46分 休憩

午後7時51分 再開

○議長（井上洋一） 諸般の報告をします。休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。総務文教常任委員会委員長に樋口泰幸君、副委員長に西村良彰君を、厚生常任委員会委員長に西岡章一君、副委員長に大野和博君を、産業建設常任委員会委員長に平岡文男君、副委員長に田室博志君がそれぞれ就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上洋一） おはかりします。議会運営委員会委員から辞任の申し出がありましたので、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（井上洋一） 追加日程第8 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、土居美智子君の除斥を求めます。

[土居美智子君退場]

○議長（井上洋一） おはかりします。土居美智子君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、土居美智子君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。土居美智子君の除斥を解除します。

[土居美智子君入場]

○議長（井上洋一） 地方自治法第117条の規定により、中島博志君の除斥を求めます。

[中島博志君退場]

○議長（井上洋一） おはかりします。中島博志君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、中島博志君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。中島博志君の除斥を解除します。

[中島博志君入場]

○議長（井上洋一） おはかりします。欠員に伴う議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 議会運営委員会委員の選任について

○議長（井上洋一） 追加日程第9 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。



午後 7 時 5 5 分 休憩

午後 7 時 5 9 分 再開

○議長（井上洋一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に栗林政伸君、副委員長に西岡章一君が就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） おはかりします。議会広報調査特別委員会委員より、辞任の申し出がありましたので、議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第 10 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第 10 として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 10 議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任について

○議長（井上洋一） 追加日程第 10 議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを議題とします。政岡洋三郎君、土居美智子君、樋口泰幸君、土居英昭君から議会広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

おはかりします。政岡洋三郎君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、政岡洋三郎君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、西岡章一君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

次に土居美智子君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、土居美智子君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、中村茂君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

次に、樋口泰幸君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、樋口泰幸君の議会広報調査特別委員

会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第8条第1項の規定により、平岡文男君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一）次に土居英昭君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一）異議なしと認めます。よって、土居英昭君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山本典男君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一）異議なしと認めます。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会広報調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後8時 5分 休憩

午後8時10分 再開

○議長（井上洋一）

諸般の報告をします。議会広報調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に中村茂君、副委員長に山口元之君が就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上洋一）おはかりします。議会人事の異動に伴い欠員が生じた一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一）異議なしと認めます。よって、一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第11 一部事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（井上洋一）追加日程第11 一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一）異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に大野和博君、内山衛生事務組合議会議員に西岡章一君を、伊予市外二町共有物組合議員に土居英昭君を指名します。

○議長（井上洋一） おはかりします。ただ今議長が指名しましたとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり当選されました大野和博君、西岡章一君、土居英昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

おはかりします。議会人事の異動に伴い、欠員が生じた砥部町土地開発公社の役員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、砥部町土地開発公社の役員の選任についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第12 砥部町土地開発公社の役員の選任について

○議長（井上洋一） 追加日程第12 砥部町土地開発公社の役員の選任について報告します。砥部町土地開発公社の理事に田室博志君を選任しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には慎重にご審議を賜り、上程させていただきました議案いずれもご議決、ご承認をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。また私にとりまして、4年の任期の最後の年にあたり仕上げの年であると考えております。同時に議員の皆様にとりましても任期最後の極めて大切な年になると思いますが、新しい体制を整えられましたことに忠心よりお喜び申し上げます。新議長に就任されました井上洋一様、そして副議長に就任されました中村茂様に心よりお祝いを申し上げたいと思います。今後なにかとお世話になりますがよろしく願い申し上げます。また栗林議長様、土居副議長様には1年間大変お世話になりました。課題山積の中、町政執行に際して何かとご指導ご協力を賜り、お陰をもちまして、1つ1つ着実に解決できましたことは本当にありがたく、心よりお礼を申し上げます。さて、七折梅祭りも近づき、これから次第に春めいてまいります。まだまだ寒い日が続きます。お体には十分気を付けられまして、お仕事に、そして町政発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもって、平成20年第1回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後 8 時 1 7 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員